

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第47号 山ノ内町議會議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2 議案第48号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 3 認定第 1号 令和6年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 4 認定第 2号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
  - 5 認定第 3号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 6 認定第 4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 7 認定第 5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
  - 8 認定第 6号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
  - 9 認定第 7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
  - 10 同意第 2号 山ノ内町教育委員会委員の任命について
  - 11 陳情第10号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書
  - 12 陳情第11号 免税軽油制度の継続を求める陳情
  - 13 発委第 8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
  - 14 発委第 9号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
  - 15 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 16 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 17 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
  - 18 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

---

○ 出席議員次のとおり（13名）

2番	畔 上 恵 子 君	9番	渡 辺 正 男 君
3番	小 林 仁 君	10番	湯 本 晴 彦 君
4番	志 鷹 慎 吾 君	11番	山 本 光 俊 君
5番	塚 田 一 男 君	12番	小 林 克 彦 君
6番	湯 本 るり子 君	13番	小 田 孝 志 君

7番 徳竹栄子君  
8番 高田佳久君

14番 白鳥金次君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 鈴木明美 議事係長 宮崎敏之

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	山本佳史君
未来創造課長	堀米貴秀君	経済振興課長	田村清志君
農林振興課長	金井哲也君	危機管理課長	田中浩幸君
建設水道課長	高木和彦君	住民税務課長	湯本豊君
消防課長	高相一夫君	健康福祉課長	小林佳代子君
会計管理者	小林知之君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長（白鳥金次君） 本日はご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

1 議案第47号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第1 議案第47号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る9月4日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長から審査の報告を求めることがあります。

山本総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 山本光俊君登壇）

総務産業常任委員長（山本光俊君） 11番 山本光俊です。

それでは、条例審査について報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年9月19日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

総務産業常任委員長 山本光俊

1. 委員会開催月日 令和7年9月16日
2. 開 催 場 所 第1・2委員会室
3. 審 査 議 案

議案第47号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（以上1件 令和7年9月4日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第47号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、議案第47号の審査内容について、若干補足をさせていただきます。

公職選挙法施行令に規定する選挙公営単価が、3年に一度の参議院議員通常選挙が行われる年に見直しが行われています。このたび、令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正

する政令が公布され、同施行令に定める選挙公営の単価が改定されました。

今回の改正は、最近の物価変動を踏まえ、選挙運動用ビラ及びポスターの制作に要する公費負担の限度額を引き上げるもので。これに伴い、町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の公費負担を定める条例について、施行令で定める限度額と同額に改正するものです。具体的には、第8条で定める選挙運動用ビラの作成単価を7円73銭から8円38銭に改め、第11条で定める選挙運動用ポスターの作成単価を541円31銭から586円88銭に改正する内容となっております。

委員会では、一部改正に至るまでの経緯と、改正内容の確認を行い協議した結果、反対の意見討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

説明は以上です。皆様の賛同をよろしくお願ひいたします。

**議長（白鳥金次君）** これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

議案第47号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第47号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（白鳥金次君）** 全員起立です。

したがって、議案第47号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 2 議案第48号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議長（白鳥金次君）** 日程第2 議案第48号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る9月4日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長から審査の報告を求ることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

**社会文教常任委員長（高田佳久君）** 8番 高田佳久。

それでは、審査経過を報告させていただきます。

## 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年9月19日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

社会文教常任委員長 高田佳久

1. 委員会開催月日 令和7年9月16日
2. 開 催 場 所 第3・4委員会室
3. 審 査 案

議案第48号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上1件 令和7年9月4日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第48号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査についての補足を説明させていただきます。

表決の結果ですが、議案第48号に対しましては、全員賛成ということで可決すべきものと決定させていただきました。

委員会の審査では、議案第48号につきまして、担当所管課であるこども未来課長及び学校教育係長から、変更に関わる細部について説明をいただきました。

条例一部改正の内容は、東部堤地区に設置されている教員住宅、いわゆる東小校長住宅の用途を廃止する内容となります。

質疑では、教員住宅の現状、用途廃止施設及び既存施設の経過年数、既存施設の整備方針、用途廃止後の施設運用についての質問があり、教員住宅の現状では使用実績なし。経過年数では用途廃止施設が44年、南小教員住宅が51年、西小教員住宅が48年経過。既存施設の整備方針では、公共施設個別施設計画における方針では解体。用途廃止後の運用では、普通財産に変更し、未来創造課にて、地域おこし協力隊の居住として利活用する予定とのことでした。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

**議長（白鳥金次君）** これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

議案第48号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第48号 山ノ内町教員住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

- 
- 3 認定第1号 令和6年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 4 認定第2号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
  - 5 認定第3号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 6 認定第4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 7 認定第5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
  - 8 認定第6号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
  - 9 認定第7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（白鳥金次君） 日程第3 認定第1号 令和6年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9 認定第7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括上程し、議題とします。

ただいまの7件につきましては、去る9月4日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託しておりますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

小田予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 小田孝志君登壇）

予算決算審査委員長（小田孝志君） 13番 小田孝志です。

それでは、令和6年度決算認定7議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を9月5日及び8日から12日までの6日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会での審査を行いました。

審査初日は現地調査を行いました。防災関連として、現在施工中の湯田中防災広場の工事進捗状況、東小学校地域福祉センター、文化センターそれぞれの防災倉庫の備蓄状況の確認を行いました。また、給食センターでは、保管機の入替え状況を確認し、給食を試食させていただきました。審査では、町当局より令和5年度決算及び令和6年度予算審査につけました部会意見についての現況報告をいただきました。

町当局職員の皆様には、審査において、資料提出を含む丁寧な説明と、現況報告及び現地調査の実施に対しましてご協力いただきましたことに感謝申し上げます。今後に向けて改めてご協力をお願ひいたします。

審査の概要ですが、9月11日に予算決算審査委員会全体委員会で委員会採決を行いました。採決結果につきましては、認定7件のうち認定第4号は賛成多数で、ほか6件は全会一致で認定すべきものとしました。

これより、報告書を読み上げさせていただきます。

なお、報告書の1. 審査月日から5. 経過につきましては、報告を省略させていただきますが、提出の報告書に基づきまして会議録への記載をお願いいたします。

朗読します。

### 山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和7年9月19日

山ノ内町議會議長 白鳥金次様

山ノ内町議会予算決算審査委員会

委員長 小田孝志

1. 審査月日 令和7年9月5日・8日・9日・10日・11日・12日

2. 審査場所 役場委員会室

3. 審査議案

- (1) 認定第1号 令和6年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - (2) 認定第2号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
  - (3) 認定第3号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - (4) 認定第4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - (5) 認定第5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
  - (6) 認定第6号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
  - (7) 認定第7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- (以上7件 令和7年9月4日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、委員会を2部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、部会会議、正副委員長部会長会議、さらに全体会議をもって結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

第1部会（部会長 山本光俊）

- (1) 一般会計決算のうち総務課、未来創造課、危機管理課、経済振興課、農林振興課、建設水道課、消防課、会計室、議会事務局所管に係る費目
- (2) 公共下水道事業会計決算

- (3) 農業集落排水事業会計決算
- (4) 水道事業会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関すること

#### 第2部会（部会長 高田 佳久）

- (1) 一般会計決算のうち住民税務課、健康福祉課、こども未来課、生涯学習課所管に係る費目
- (2) 国民健康保険特別会計決算
- (3) 後期高齢者医療保険特別会計決算
- (4) 介護保険特別会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関すること

#### 6. 審査区分

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定。

#### 7. 決算審査意見

##### 【総括意見】

令和6年度決算について慎重に審査した結果、適正に執行されており、町民福祉の向上と地域経済の安定に一定の成果が認められるものと判断した。しかしながら、将来を見据えた持続可能な行財政運営の観点から、なお改善を要する点も見受けられた。

主な所見は以下の通りである。

##### (農業・観光施策)

農業従事者の新規就農者は、前年度の19人を下回り16人が就農されたが、いまだ農業従事者の高齢化や後継者不足は深刻である。新規就農者支援や法人化の推進、新たな農産物のブランド化の推進や観光との連携を通じた特産品のPRを進め、農業所得の安定向上を図ることが求められる。あわせて、遊休荒廃農地の解消や環境に配慮した営農の促進を図り、持続可能な農業の確立に努める必要がある。

アフターコロナ期における需要回復を的確に捉え、来訪者数や宿泊者数の増加につながったことは評価できる。スノーモンキー・スキー場、温泉街といった地域資源の魅力発信、空き家の再生事業や上林総合案内所の開設、ライブカメラ・デジタルサイネージ・翻訳ディスプレイの設置等による受入体制整備、インバウンド対応の推進も成果として認められる。しかしながら、冬季偏重や短期滞在型の構造となっているが、今後は、長期滞在型・体験型観光の推進、年間を通じた需要の創出、そして住民生活との調和を重視した施策展開が求められる。

##### (移住・定住対策)

移住支援金や若者定住促進事業によるマイホーム取得や家賃等の住宅支援、相談体制の整備、子育て世代への支援など、一定の成果が認められる。一方で、安定的な就労の場の確保、教育・医療・交通といった生活基盤の充実、さらには移住者が地域コミュニティへの円滑な参画

を地域と連携し支援するなど、包括的な取組が依然として必要である。特に若年層が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けられる環境の整備が重要である。

(教育環境の整備)

小学校の統合は、少子化の進行に対応しつつ、児童・生徒にとってよりよい教育環境を確保するための重要な施策であり、その意義は理解できる。同時に、統合に伴い生じる空き校舎については、地域の貴重な資産として有効に活用することが強く求められる。地域活動の拠点、子育て・福祉・スポーツ・交流の場、あるいは観光や移住定住施策と連携した活用など、多角的な検討を進める必要がある。

総合型地域スポーツクラブは、部活動地域展開の受け皿となっているが、未だ実績が見られない。令和8年度末を目標にスムーズな移行ができるよう、担当課の連携を密に取り、進めていただきたい。

(まとめ)

人口減少と少子高齢化の進行により、扶助費や公共施設維持管理費の増大が懸念される状況である。産業振興、移住定住対策、教育環境整備は、互いに関連し合い、町の将来を左右する重要課題である。交流人口の拡大を定住促進へつなげ、地域の活力に結び付けるとともに、子供たちにとって魅力ある教育環境を整備し、地域全体で未来を支える体制を築くことが求められる。

今後の町政運営は、町民福祉の向上と持続可能な地域社会の実現を目指し、より一層の適正かつ効果的な執行がなされることを期待する。

【部会意見】

[第1部会]

1. 一般会計

(1) 共通

○空き家等の対策は山ノ内町空き家等対策庁内会議の機能強化を図り、円滑かつ効果的な事業を行うこと。

(2) 総務費

○ふるさと納税は新規事業及び返礼品をより確実に拡充するため、業務体制の構築を図ること。

○楽ちんバス・チョイソコやまのうちは、路線ごとの単独運行を実施し、住民の利便性向上に努めること。

○旧教員住宅D I Yは、移住と交流を支える拠点となるよう、利用方法を検討すること。

(3) 農林水産業費

○地域計画は実効性を持たせ、遊休荒廃農地解消に向け積極的に取り組むこと。

○有害鳥獣被害対策は地域課題として捉え、「よせない・いれない・つかまえる」を3本柱に取り組み、人身事故防止に努めること。

#### (4) 商工費

○インバウンドセールスコール支援事業は事業者ニーズに合わせ、補助制度の拡充を図ること。

○まちづくり観光局はDMOの早期取得を目指し、経済振興を図ること。

○町行政とまちづくり観光局との業務分掌並びに、それに伴う費用を明確化すること。

### 2. 公営企業会計

#### (1) 公共下水道事業会計

○収納率向上に向け、滞納額の減少に努めること。

#### (2) 農業集落排水事業会計

○収納率向上に向け、滞納額の減少に努めること。

#### (3) 水道事業会計

○アセットマネジメントに基づき、漏水箇所を調査究明し、安定した水の供給に努めること。

○収納率向上に向け、滞納額の減少に努めること。

### [第2部会]

### 1. 一般会計

#### (1) 共通

○ワークマネジメントツールを活用し、適正な業務効率化と住民サービスの向上を図ること。

#### (2) 民生費

○こども家庭センターの運用は、周知を図り利用者の利便性に配慮すること。

○子ども・子育て関連業務におけるキャッシュレス決済の運用を検討すること。

#### (3) 教育費

○子供の海外留学体験に対する支援について制度設計を図ること。

○通学定期券購入補助金の対象者及び補助率の拡充を図ること。

○学校統合は、子供たちの教育環境がよりよいものとなるよう努めること。

○部活動の地域展開は状況の把握に努め、広域連携を視野に入れて検討すること。

○総合型地域スポーツクラブの組織運営に万全を期し、拠点となる体育施設の検討を行うこと。

○給食費の公会計化及び無償化の検討を行うこと。

○上林総合グラウンド利活用は、整備計画を策定し推進していくこと。

### 2. 特別会計

#### (1) 国民健康保険特別会計

意見なし

(直営診療施設勘定)

意見なし

#### (2) 後期高齢者医療保険特別会計

意見なし

(3) 介護保険特別会計

意見なし

以上でございます。皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

**議長（白鳥金次君）** ただいま予算決算審査委員長の報告で、1の審査月日から5の経過まで省略されましたが、会議録への登載は報告書を調査し、要望のとおり登載することとします。

これより、予算決算審査委員長から報告がありました7件につきまして、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

ございませんか。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

9番 渡辺正男議員、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

**9番（渡辺正男君）** それでは、認定第1号令和6年度一般会計決算認定に対し、委員長報告のとおり賛成の立場から討論いたします。

6年度は平澤町長が初めて編成する当初予算であり、役場の大規模な組織機構改革を控え、平澤色の表れた予算案となっていました。

歳入では、当初、町税16億8,317万円を見込んで、16億6,559万円と減少はしましたが、地方特例交付金による減税補填4,840万円があり、結果的に見込みを超える税収は確保できました。また、ふるさと寄附金では、平澤町長にしては控えめの3億8,000万円を当初見込みましたが、4億5,967万円と、対前年度22.4%の増額となりました。ただ、財政調整基金繰入金1,100万円が最後まで残ってしまったのは、不安材料かもしれません。

歳出では、福祉医療の子ども医療費窓口完全無料化は、私も要望し続けてきたものであり評価します。今後は障害者や、ひとり親医療にも拡大を期待したいと思います。学校給食費、半額負担化のための補助金2,128万円も、物価高騰に苦しむ保護者の負担軽減策として評価しますが、町長の公約である完全無料化に向けた、今後一層の努力を期待したいと思います。

不登校支援の教育支援センター開設準備、小・中学校教員加配事業や国際理解教育推進事業への大幅増額も町独自の教育支援策として評価します。今後はその成果の検証も必要になってくると思います。

統合小学校建設調査設計に616万円の支出がありますが、9回にわたる小学校適正規模・適

正配置等審議会での審議を経て、教育委員会では、9年制の義務教育学校を、山ノ内中学校敷地において令和12年4月に開校するとする改訂版基本方針を定め、現在まちづくり準備委員会で議論されていますが、まだまだ不確定な要素が多く、慎重な検討が必要です。

地域公共交通では、チョイソコやまのうちの本格運行や、協働のまちづくり事業交付金を評価しますが、今後利用者のニーズを的確に把握し、らくちんバスの2台運行も検討すべきと考えます。

6年9月議会では、補正予算に計上された、海外プロモーション費用の観光局事業負担金、インバウンド推進費、合計280万円の減額修正案を可決しました。

当時ですけれども、産業振興課とまちづくり観光局の業務、費用分担ルールや、トップセールスの在り方については明確化が必要と感じます。

上林の総合案内所整備については、その効果にも期待いたしますが、事業費や財源確保には見込みの甘さがあったのではないかと、若干の疑問が残ります。

昨年の当初予算の賛成討論で私は、令和6年度は観光と農業の町、山ノ内町にとって、攻めに転ずる年になりますと申し上げました。6年度の観光延べ利用者数は約415万人、観光消費額は約231億円と、ともに対前年度比112.9%となり、景気回復の兆しが感じられる年になりました。

まちづくりの要となる観光局や山ノ内スポーツクラブの運営には、外部団体であり、まだスタートしたばかりという困難さはありますが、大事な取組です。事業に対する説明責任を果たし、透明性を高めることで、町民の理解を得ていかなければなりません。未来に明るい展望が見える、そんな新しいまちづくりに向けて、真摯に取り組まれることを強く要望し、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（白鳥金次君）ほかにありませんか。

これで、討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第1号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）全員起立です。

したがって、認定第1号 令和6年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）討論なしと認め、討論を終わります。

認定第2号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第2号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長（白鳥金次君）** 起立全員です。

したがって、認定第2号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第3号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第3号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長（白鳥金次君）** 起立全員です。

したがって、認定第3号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男議員、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

**9番（渡辺正男君）** 9番 渡辺正男。

認定第4号令和6年度介護保険特別会計決算認定に対し、反対の立場で討論いたします。

令和6年度は介護保険第9期スタートの年でした。第1号被保険者の介護保険料は、所得段階が10段階から13段階に細分化され、基準となる第5段階では、月額5,400円から5,500円と1.9%の値上げとなりました。低所得段階では負担が軽減されたものの、平均での値上げには変わりはありませんでした。

当初予算の反対討論の中で、私は、保険給付費17億9,018万円の見込みは、被保険者数が4,672人と、8期3年間平均の4,801人よりも129人も減少する中で、多額過ぎると言わざるを得ませんと申し上げました。そして、やはり予想どおり、決算では16億8,204万円と1億円以上の減額となりました。そして、第9期の介護保険料算定で用いられた3年間の標準給付費総額52億3,010万円も、明らかに過大見込みであり、基金取り崩し額2億1,000万円の根拠にも疑問が残ります。

こうした前提条件に基づいて算定された保険料収納必要額8億9,667万円は、当然、過大見込みとなり、結果として保険料が高くなってしまったという格好だと思います。多額の実質余

剩金を残してきた過去を真摯に分析・反省する立場に立つなら、第9期の介護保険料は、値上げどころか思い切った値下げができたはずですともそのとき申し上げました。

基金繰入金は、当初6,853万円を見込みましたが、決算では3,016万円と減額されました。こうした状況を見てもやはり保険料は値下げできたと結論づけることができそうです。

私はこれまで一貫して本会計の問題点を指摘し、介護保険料の負担軽減を求め続けてきました。今後も被保険者の皆さん的生活を守り、安心して介護を受けられる制度、体制の拡充を強く求めていきたいと思います。

以上を申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

**議長（白鳥金次君）** 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** ございませんか。

討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第4号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（白鳥金次君）** 起立10人で多数です。

したがって、認定第4号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号について討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第5号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第5号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（白鳥金次君）** 起立全員です。

したがって、認定第5号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号について討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第6号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、認定第6号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第7号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第7号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、認定第7号 令和6年度山ノ内町水道事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 10 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長（白鳥金次君） 日程第10 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 同意第2号山ノ内町教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、山ノ内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

任命同意を求めようとする者の氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字夜間瀬4302番地。

氏名、小坂直矢。

生年月日、昭和58年8月29日。

任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間です。

提案理由は、任期満了により引き続き再任するものです。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 同意第2号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

同意第2号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、議場換気のため2時55分まで休憩します。

(休 憩) (午後 2時46分)

---

(再 開) (午後 2時55分)

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 11 陳情第10号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める 陳情書

### 12 陳情第11号 免税軽油制度の継続を求める陳情

議長（白鳥金次君） 日程第11 陳情第10号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める  
意見書の採択を求める陳情書及び日程第12 陳情第11号 免税軽油制度の継続を求める陳情の  
2件を一括上程し、議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る8月29日の本会議において、総務産業常任委員会に審  
査を付託しておりますので、委員長から審査の報告を求ることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本光俊君登壇)

総務産業常任委員長（山本光俊君） 11番 山本光俊。

それでは、陳情の審査について報告をさせていただきます。

令和7年9月19日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

総務産業常任委員長 山本光俊  
陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規  
則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第10号
2. 受理年月日 令和7年8月5日

3. 件 名

(陳情第10号)

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書

陳情者 中野市西条1008北信味噌醤油工業協同組合 2階

中高地区労働組合連合会

議長 仲條 照

4. 付託年月日 令和7年8月29日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

続いて、陳情第11号を報告いたします。

令和7年9月19日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

総務産業常任委員長 山本光俊

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第11号

2. 受理年月日 令和7年8月15日

3. 件 名

(陳情第11号)

免税軽油制度の継続を求める陳情

陳情者 (陳情代表者)

山ノ内町大字平穏7148

一般社団法人志賀高原索道協会

代表理事 若林 陽一

4. 付託年月日 令和7年8月29日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査内容について若干補足をさせていただきます。

まず、陳情第10号についてですが、これは物価高騰による地域間の格差を是正し、労働者の生活を後押しするための物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現するとの考えに立ち、中小企業・小規模事業者への支援の拡充を促す内容となっております。

委員会では、急激な賃金引き上げは中小企業・小規模事業者の経営を圧迫するなどの意見もありましたが、陳情の趣旨である地域の実情に応じ、環境の整備に取り組み、労働者の生活を支える。また、最低賃金引き上げには、中小企業・小規模事業者の支援拡充を国が行うことが盛り込まれていることから、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第11号ですが、軽油取引税は、平成21年度より道路建設を目的とする目的税から、使途を特定しない一般財源の普通税に改められました。原則として、全ての軽油使用が課税対象となりましたが、従来から免税となっていた使途、業種別の軽油の使用は、3年間の特例措置で免税となり、その後3年毎に継続延長され、現在令和9年3月31日まで延長されております。

当町では、基幹産業である観光業の柱の一つ、スキー産業が該当しており、スキー場で使用されている圧雪車及びスノーマシンの燃料となる軽油が対象となっております。この免税措置が廃止になると、索道事業者への経費負担増になる影響は、索道事業者のみならず、当町全体でも大きな影響を及ぼす可能性もあることから、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、皆様の賛同をいただけますよう、よろしくお願ひいたします。

**議長（白鳥金次君）** これより委員長報告に対し、陳情ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第10号について、質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

ちょっと1点ほど確認させていただきたいと思いますが、陳情受理番号第10号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書なんですが、この内容につきましては、労働者もしくは企業という立ち位置によって、若干考え方が変わってくるような内容になってくるかと思いますが、今回その中小企業支援ということで、当然、町もそのあたりの部分の動きだとか周知だとか対応だとかということがあろうかと思いますが、そのあたりの部分について質問なり、陳情の審査というのはどういう経緯だったかお聞かせください。

**議長（白鳥金次君）** 11番 山本光俊議員。

11番（山本光俊君） 11番 山本光俊です。

その点につきましては、審査の内容の中で説明をいただきました経済振興課から、長野県の最低賃金の引上げに関する書類ということの中で、中小企業の支援というところが盛り込まれている項目がございました。その中でちょっと今、資料の持ち合わせがなくてあれなんですが、たしか3項目か4項目ほど、支援事業が盛り込まれております、その確認をさせていただいております。これは長野県の施策となっております。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** ほかにございませんか。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第10号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

**議長（白鳥金次君）** 起立11名、多数です。

したがって、陳情第10号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第11号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長（白鳥金次君）** 起立全員です。

したがって、陳情第11号 免税軽油制度の継続を求める陳情は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

13 発委第8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

14 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

**議長（白鳥金次君）** 日程第13 発委第8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について及び日程第14 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についての2件を一括上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本光俊君登壇)

**総務産業常任委員長（山本光俊君）** 11番 山本光俊です。

先ほどは、陳情第10号、第11号をお認めいただきましてありがとうございました。それを受けまして意見書を提出させていただきます。

発委第8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和7年9月19日 提出

総務産業常任委員長 山 本 光 俊  
令和7年9月 日 議 決  
山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次

### 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

物価高騰が続き、住民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者は深刻です。また、価格転嫁ができず、人材確保に苦しむ中小企業・小規模事業者の経営にも打撃を与えています。

住民の暮らしを守るためにには、賃上げの動きを加速させ、国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

賃金引き上げによる経済の好循環をつくりだすためには、最低賃金の1500円への大幅引き上げと地域間格差をなくすための法改正をおこなうことが喫緊の課題になっています。日本の最低賃金は、地域別であることが上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素、その地域の「生計費」と「賃金」「事業の支払い能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状をもとに最低賃金額が決められるため、低いままとなります。人口の一極集中や若者の都市部への流入を止める事ができず、地方の人手不足は解消できません。構造的な欠陥といえます。

地域格差とともに課題となっているのは中小企業・小規模事業者支援です。中小企業・小規模事業者に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を国に義務とする最賃法の改正が必要です。

以上の趣旨により、下記の項目について早期実現されるよう強く要請いたします。

#### 記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円を実現すること。
2. 政府は、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月 日

内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
中央最低賃金審議会会长 様

長野県山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次

続きまして、発委第9号を申し上げます。

発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和7年9月19日 提出  
総務産業常任委員長 山本光俊  
令和7年9月 日議決  
山ノ内町議会議長 白鳥金次

### 免税軽油制度の継続を求める意見書

当地域における冬季観光産業の重要な一つである、スキーチャンプーの索道事業者が使用する軽油については、軽油引取税の免税措置が講じられていました。しかし、この免税軽油制度は令和9年3月末日で廃止され、課税されることとなります。

免税軽油制度は、索道事業に限らず農業用の機械や、船舶、林業、製造業など、幅広い分野において申請により認められてきました。

この制度が廃止され、軽油引取税の課税対象となった場合、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキーチャンプーの経営維持が困難となるばかりでなく、地域経済にも大きな打撃を与えることが懸念されます。

以上のことから、次のことについて要請します。

#### 記

1. 令和9年4月以降も免税軽油制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月 日

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
法務大臣様  
財務大臣様  
農林水産大臣様  
国土交通大臣様  
観光庁長官様

長野県山ノ内町議会議長 白鳥金次

以上です。皆様の賛同をよろしくお願ひいたします。

議長（白鳥金次君） 発委第8号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第8号を採決します。

発委第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長（白鳥金次君） 起立11人で多数です。

したがって、発委第8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第9号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第9号を採決します。

発委第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

15 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

16 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

17 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

18 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（白鳥金次君） 日程第15 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第19

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

**議長（白鳥金次君）** 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

---

**議長（白鳥金次君）** 閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は8月29日から本日までの22日間の会期でしたが、令和6年度各会計決算認定をはじめ、補正予算2件、条例の制定2件、人事案件1件など多くの重要案件が慎重に審査されました。

また、一般質問では、6名の議員が登壇し、町行政に対し様々な観点から活発な論戦をいたきました。

町長はじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力・ご答弁をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

決算審査意見はもとより、一般質問や委員会で出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

これから秋の観光シーズンとともに農作物の収穫も最盛期を迎ますが、このまま災害のない穏やかな日々が続くことを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

---

**議長（白鳥金次君）** 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

**町長（平澤 岳君）** 令和7年第5回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、8月29日から22日間にわたり、一般質問では町政の今後のビジョンをはじめ、移住定住の促進、DXの推進状況、子供たちの学習環境整備など、町の将来を見据えた幅広い議論を交わしていただきました。

また、令和6年度決算の認定をはじめ、町から提出した各議案につきましても、慎重なご審議の上、ご承認を賜り、心から感謝申し上げます。

先日、映画「国宝」を鑑賞しました。歌舞伎という日本古来の伝統芸能の奥深さ、その美しさと面白さに改めて魅了されるとともに、演じる役者さんの皆さんとの、研ぎ澄ました技と表現力に心から感銘を受けました。伝統を守り継承していくことの尊さを強く感じると同時に、一方で時代にそぐわなくなった慣習や慣例については、思い切って変えていく勇気も必要だと感じた次第です。

私自身、町長として可能な限り町民目線で物事を見たいと考えており、役場においても来庁された方が複数の窓口を回らなくて済むよう、組織改革を進めてまいりました。

さらに、町役場の服装規定を見直し、職員が自由な服装で働く環境を整えることで、形式にとらわれず、実質的な仕事のしやすさを重視する改革にも取り組んでまいりました。議会に

おいても、2年半前に初めて議場に立った際に感じたのは、靴のルールに関するのことでした。革靴は駄目でスリッパならよいというのは、果たして真剣な議論を行う場として相応しいのかどうか、スーツにスリッパという姿に違和感を覚えた次第です。

さらに、人口減少や少子高齢化等社会情勢が変化している中、今後、年間に60日程度しか使われていない議場の有効活用の方法の在り方についても、柔軟な発想で検討していただくことも必要になるのではないかと考えております。

さて、これから町内ではリンゴやブドウの収穫期を迎えます。今年の夏は例年にはない暑さとなり、果樹の育成に影響が出ているとの声も伺っております。その中で、規格外の果実を有効活用できる加工工場の整備を望む声も農家の皆様から寄せられており、町としても検討を進めてまいりたいと考えております。

10月には、大阪の市場にトップセールスに赴く予定であり、町の果実の魅力をしっかりと発信してまいります。

一方で、町の基幹産業であるスキーチャンについて、老朽化が進むリフトの建て替えを真剣に検討せざるを得ない状況となっており、もはや待ったなしの課題であります。町としても支援の在り方を探っておりますので、議員各位におかれましても、持続可能なスキーチャンをどのように守り育てていくか、共にお考えいただきたいと存じます。

最後になりましたが、季節の変わり目、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町行政に対しご理解・ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（白鳥金次君） これにて令和7年第5回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 3時21分）

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員